

2020年5月30日
SEMITEC株式会社

緊急事態宣言の解除に伴う国内拠点の対応について

2020年5月25日、日本政府より発令された新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言が解除されました。

これを受け、弊社グループ国内拠点では新型コロナウイルス感染症対策として「生産活動に必要最低限の社員を除き在宅勤務（テレワーク）」を進めてまいりましたが、一部緩和いたします。従業員の安全確保と感染拡大防止の取り組みは継続し、2020年6月1日より当面の間以下の対応を実施いたします。

実施内容：在宅勤務（テレワーク）、時差出勤を併用した勤務体制

休止していた代表電話へのお問い合わせにつきましては再開いたします。

引き続き政府・自治体の方針に基づき必要な対応を実施してまいります。関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上